

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）の制定について

令和2年10月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 制定・改正の概要

燃料電池自動車及び燃料電池二輪自動車に搭載される高圧ガス用容器は、容器検査に合格し刻印等がされた場合か、あるいは都道府県等が危険の恐れがないと認め条件を付して許可（以下「特別充填許可」という。）した場合でなければ、水素を充填することができない（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第48条第1項及び第5項）。

このため、燃料電池自動車等に搭載される高圧ガス用容器の開発にあたり、当該容器を搭載した車両をテストコース等で走行させる場合には、当然に水素の充填を伴うことから、特別充填許可等の取得が必要となる。しかしながら、このプロセスが迅速な製品開発を妨げていることから、テストコース等においては、特別充填許可等の迅速化を図るよう要望がなされた（平成29年規制改革実施計画 No. 48）。

そこで、都道府県等による特別充填許可の審査を適切且つ円滑に行うことができるよう有識者委員会における、特別充填許可の取得に当たり必要な条件等の審議を経て、一般財団法人日本自動車研究所により下記の基準が制定された。

- ・一般財団法人日本自動車研究所基準「開発用圧縮水素自動車燃料装置用容器及び開発用圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の特別充填許可取得のための技術基準（JARI S004(2020)）」（以下「JARIS004」という。）
- ・一般財団法人日本自動車研究所基準「特別充填許可に係る開発用圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び開発用圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準（JARI S005(2020)）」（以下「JARIS005」という。）

これを受け、自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器等について、都道府県等が特別充填許可を与える際の条件として、上記の規格を満足すること等を通達において規定することとする。

2. 主な具体的内容

主に次の事項を条件として、3年間を上限に特別充填を許可することとする。

- （1）容器については JARIS004 に、附属品については JARIS005 に適合するものであること（法令上の容器検査・附属品検査に合格した場合はこの限りでない）。
- （2）必要な情報を記載した証票を、容器及び車両に貼付すること
- （3）容器ごとに充填年月日や充填回数の記録を作成・保存すること。

3. 今後のスケジュール等

令和2年9月11日～令和2年10月10日：パブリックコメントの実施

令和2年10月19日：公布

令和2年10月19日：施行

以上